

# 農業土木を 支えてきた人々

## 土 功 組 合 法 と 青 木 利 一

山 本 晃 一\* 大 沼 渉\*

### I. 維新前北海道の稲作

北海道における稲作が本格的に行われる以前の状況について、はじめに概略紹介したい。

北海道に稲作が導入されたのは、今から250年前の元禄年間、松前藩政時代のこととされている。その後寛政22年(1800)には、箱館(函館)の近村で水稲が試作されたが、折もよく数年間は温暖な気候が続き、当時としては結構な収穫があったので、文化2年(1805)、箱館奉行は幕府の許可を受けて開墾を企画し、越後等から農民を募り、農具、資材等を支給して開墾に従事させた。その結果造成された水田は、大野村字申塚(現在の大野町本郷)、文月村(大野町文月)等、合せて140haに達したのであるが、種モミが不足して十分に植付けできない状態の中でも600俵余りの収穫があったと伝えられている。そのころから幕府も大いに開墾に力を入れ、そのための経費も多額に及んだのであるが、一方、民間でも自費で土地を開墾したいと願う出る者もあり、これらにはそれぞれ土地を割渡して、入植させた。

このようにして、一時盛んであった開拓も文化5年(1808)に、幕府は方針を変更し、経費を縮小して、既墾地の維持のみに専念し、折も折、ちょうど冷涼な気候が続き、水稲も登熟しなかったので、官民の事業は共に行き詰まりを来たし、移民の多くは離農して、水田は荒廃した。このような気候のパターンは現在も繰返されており、同じような大冷害を受けた昭和55年でも、平年並みの収量を上げる農家がいたことを考え合せば、この間の180年の重みを感じると共に、今日に至る先人たちの稲作改良に尽した労苦に想いを致すのである。

幕府は安政元年(1854)に至り、松前藩に代って箱館奉行を置き、蝦夷地を直轄するとともに、開拓に重点を置き開墾を奨励した。とくに増田に並行して、増収をも目指すこととし、当時の農芸の権威者だった庵原菡齋な

る者が開墾した銭亀沢の奥地の亀尾(函館市亀尾)の地を官営に指定し、これを「御手作場」(官営の模範農場)とし、引続きこれを道内各地に設けて、農民を募集し、資金や種モミ等を貸し与え、大いに墾田事業を奨励したのである。

幸い安政2年(1855)は気温も高かったので、水稲もよく登熟したが、この御手作場は安政3年(1856)、赤川村石川沢(函館市赤川町)に開設され、次いで幌似、発足(共に現在の共和町)の2カ所、鶴野(七飯町鶴野)、木古内等に設けて、安政6年(1859)には官費で石狩原野に篠路村(昭和30年札幌市に編入)を開拓し、その他は独自または組合の形で内地より農民を募集し、資金を支給したのであった。

御手作場の数は次第に増加し、文久2年(1862)には箱館付近に11カ所(農民300名余)、長万部付近に4カ所(農民340名)、その他岩内原野等にもできたが、最後に開かれた御手作場は石狩原野の元村(開拓史になってからは札幌村となり、昭和9年に札幌市に編入された)で、二宮尊徳の門弟の友友亀太郎が慶応2~3年(1865~1866)に農家10戸と入植して開いたものである。

北海道の稲作は、その後凶作に会い、次いで明治の御代を迎えるのである。

### I. 明治に入ってからの稲作

明治の新政府になってからは、北海道には開拓使制度による開拓が進められることになったのであるが、開拓使は北海道を開拓するに当って、農業の開発方針は気象条件からみて、内地の稲作のように、直接移植することは無理であると考えていたようで、稲作を禁止していた時期がある。

そのため北海道の農業の進め方としては、気候的に類似しているアメリカや西欧の農業開発の方式を取入れようとして、時のアメリカ合衆国農務省長官のホーレス・ケブロンを招き、彼の意見に基づき、北海道農業の将来

\* 北海道農地開発部(やまもと こういち, おおぬま わたる)

方向として酪農を中心とした畑作経営の計画を樹てたのである。しかし、なおかつ、この方針に対抗して稲作が各地で試作されたことが多くの記録に残っており、日本人の米食への指向性の強さを物語っている。

しかも水稲の試作は徳川時代のように、常識的には道南の方から始められるはずであるが、入植者の最も多く入っていた札幌を中心とする石狩平野での水田開発がまず第一に考えられ、明治5年(1872)には当別村に、また翌年には中山久蔵が島松村(現在の広島町)に試作している。明治9年(1876)には、開拓使が札幌官園を設けて水田の試作を始め、明治25年(1892)末には酒匂常明が道庁の財務部長となり、亀田村と白石村にも稲作試作場を設けるなど、稲作発展に貢献した。

また明治34年(1901)には、上川の東旭川村の末武安次郎(農民)が、水稲直播器(通称タコ足)を発明したので、省力化稲作体系の推進に拍車をかけた。このことに象徴されるように明治30年(1897)ごろから、稲の作付が伸びたのであるが、この裏には食糧の米としてばかりではなく、稲ワラが農業資材としても必需品であったことも手伝って、次第に稲は北海道農業の中で重要な地位を占めるに至るのである。このようにして北海道の稲作は道南に試作され、それが時代とともに、品種の改良、栽培技術の改善と先人の血の出るような労苦により、次第に道央の石狩、空知、上川地方にその中心が移ったのである。

その経営も、当初は個人単位の小地積の開田であったものが、合理的なカンガイ施設は個人の力で簡単にできるものではないことから、次第に共同で施設を作り水田を経営しようとする傾向が起ってきた。

### III. 水利組合の誕生

水利組合のできた始まりのころは、地形的に平たんで広い面積の広がりをもつ地域が選ばれていたのであったが、夕張郡角田村についてみても同様であって、ここでは明治26年(1893)ごろから盛んに、カンガイ溝を掘削して、水田の耕作を始めたが、明治28年(1895)に村民が協議の上、私設の水利組合を組織し、水路を実測、北海道長官の許可を受けて工事費を起債し、カンガイ工事を完了した。これが本道における水利組合第1号である。

さらに、この事業を拡大しようとして明治30年(1897)に組合事業を村営事業として継続することになり、村会が事業の資金を公借しようと決議して借入方を要求したが、道内の町村は当時の制度下においては、公共団体として認めることができない、という解釈のもとに無抵抗の貸出しを拒絶され、貸出しを受けるまでには大変な困

難があったようである。このようなことは、この角田水利組合ばかりでなく、長沼の組合も同様であり、当時組合事業として水田開発をするため、日本勧業銀行に資金を求めたが同じような理由で拒絶されている。このように申合せ団体的な水利組合にあつては、事業資金の貸付を受けることはまったく不可能であつたようである。

上川地方でも水利組合を設置する動きが起り、西御料地(神楽町)では、明治28年に水稲の試作が行われ、結果が良好であつたので、有志が集つて明治33年(1900)に私設水利組合を組織して、辺別川から水を引く溝路を掘削した。

東川村では、同じ年に一部の者が相協議して、私設水利起工組合を設立して、カンガイ溝を掘削したのであつたが、用水路に関してはお互いに紛争を起したり、組合費の滞納等があつて、円滑な組合活動ができなかつたようである。

このようにして水利組合または水利団体を結成し、開田事業を始めるものが増えてきた。

### IV. 北海道土功組合法の制定

ちよびつ 秩父別村では明治30年(1897)チックンベツ川で、水田を試作し、良好な成績を得たので、次の年に水利団体を結成して雨竜川から水を引く計画が樹てられた。

深川村でも明治34年ごろに深川、一芒の一円に5,000haの一大水田造成を実施しようとする計画のもとに、莫大な金額をもって実測、設計までしたところ、周囲の事情によって実現するに至らなかつた。このようにして、その当時から、ますます、組合の事業として水田開発の動きが活発になってきたのである。

以上のような一般的な背景の下に、明治35年(1902)3月、政府により「北海道土功組合法」の制定をみるに至つた。この法令の制定後、従来の私設組合や水利組合、およびこれに類する団体はすべて解散し、同法による土功組合が各地に組織されたのであつた。

当時の土功組合の行う事業は、前述のような当時の状況から、すべてが農業土木事業のうちの第1段階の事業であり、内地府県の耕地整理組合のように、既耕地の利用増進を図る耕地整理事業のような第2段階のものとは、大いに趣を異にしていたのである。つまり土功組合の大部分は、莫大な投資のもとに、新規に水田を経営するための大規模なカンガイ溝、排水溝を掘削し、貯水池、揚水機、頭首工を築設して、未成、未開の土地に水田を造成する使命をもっていたのである。

土功組合法によって、官側からの指導監督、組合の自治、銀行からの融資等、水田企業の方針を確立し、道民

の多年の要望に応ずることとなった。このようにして北海道の農業は、稲作の確立と、このための政府による行財政上の補助育成策によって初めて発展の軌道に乗るに至ったのであるが、ここで忘れてならないのは、北海道の水田造成事業の先駆者の一人である「青木利一」である。

V. 青木利一の略伝

青木利一は嘉永6年11月9日、岐阜県本巣郡一色村石神の生れで、先祖は15代も続いた精農家であり、彼は村の公共事業、とりわけ水利事業に尽力したが、用水組合の訴訟事件等で多くの私財をつぎ込む等してそれらを解決した。

多年にわたる村政への参与、奔走のために私財を失い所有の土地の多くは他人の手に渡り、青木家の復興に見込みが立たなくなったので、彼は北海道へ渡り、各地を視察し移住の見通しを樹て、郷里へ帰り周囲の人々を説得し、残っている所有地や家屋をすべて処分し、県知事からの紹介状をもらって勇躍出発した東京で、時の北海道庁長官永山武四郎や浅羽理事官に会って、種々便宜を与えられ、理事官が任地に赴くのに同道したのは明治23年(1890)3月のことである。

到着した札幌では、札幌農学校の附属農場の牛舎に寝泊りして、北方農業の農事技術を習い覚えたのであった。はじめは岩見沢の土地の開墾に取りかかり、このために手持ちの資金を投入し、生活費にも困るようになったので、やむなくこの付近の農場の管理人に雇われて、ここでも開墾と取組み2年間で70haを開拓する等の実績をあげている。

引続き中富良野村の日の出農場に招かれ、管理人として2年を過ごしたが、ここでも青木は新墾の仕事は精神力がなければ成功しないという信念をますます固めた。

明治32年(1899)になって、空知の菊亭農場に移ってきたのであるが、ここでこの農場が華族農場とも呼ばれていたのですの由来について少し触れてみよう。

明治憲法が発布された明治22年(1889)に明治維新の太政大臣の三条実美公は、現在の雨竜町、新十津川町、深川市(一己村、納内村、音江町を含む)、妹背牛町、北竜町、秩父別町の6市町村(当時は9町村)にわたる広大な地域の国有地(5万ha)の貸下げを受け、華族の同志を募ったが、当時は地勢平たん、地味肥よくでもいづれも未開の林野の状態であったので、在京の華族たちは事業の先行きがはっきりしない北海道に投資することにちゅうちょしたので、公爵は身内に当る戸田、大谷、菊亭、秋元、蜂須賀の5家に話を持ちかけ、出資させ組合農場としたので、華族農場と呼ばれるようになった。

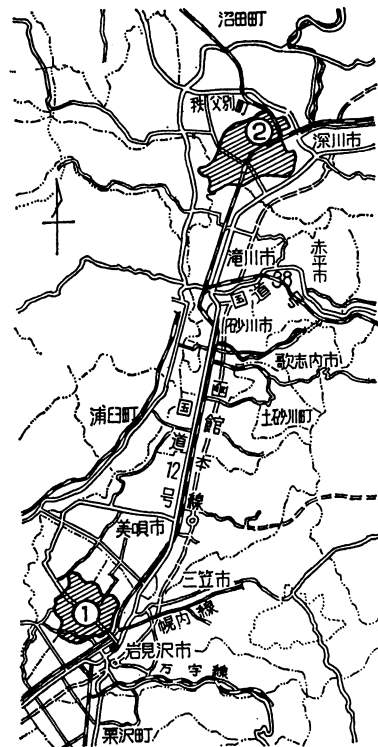


図-1 青木利一が尽力した土功組合の区域
① 岩見沢川向土功組合(現岩見沢土地改良区)
② 深川土功組合(現深川土地改良区)

事業半ばにして三条公の死去にあい華族組合は解散し、農場は分割され、雨竜は蜂須賀、秋本、戸田、秩父別は大谷、深川は菊亭侯の所有となり、それぞれの手により農場を経営するようになったのである。

青木利一がこの菊亭農場へきてから3年の間に4,500haの開墾を成し遂げ、見事に成功検査を通っている。これで、ここでの役目は終わったのであるが、なお、この農場に止まって、菊亭侯のために働いた。たとえ開墾が成功したにしても、債務を負った侯爵家の事情を見過ごすわけにはいかず、東京や京都の親類等を訪れ、有力な援助を求めたが容易に了解が得られず、西本願寺との交渉がある程度まで進んだものの結局これもまとまらず、仕方なく札幌の金融業者を買取ってもらうことになって、財政の整理がついたのであるが、青木は成墾の報酬として畑50haをもらい受け、後にその隣接100haの未開地を買取り、開墾して自己所有地とした。

このようにして青木は農場から農場へと開墾の腕をふるったのであるが、この間にも岩見沢の土地の開発を進めており、明治35年には完全に所有権を取得した。ところがこの土地は南の方は山手で樹林地となっており、北

の方は高位泥炭の泥炭地帯へ連なっていて、ここにはまだ排水路はなく、春は雪融け水で一面の海となり、夏は逆に乾燥してしまい、失火すると地下にまで火が入り、何昼夜も燃え続けるということが年々繰返される有様で、地味も悪く、作物の出来がよくないので小作人もなかなか入らず、入植した者も逃出していく始末であった。

そのようなことから青木は畑作経営の将来をあきらめ、試みに10aの水田を栽培してみたところ、相当の収穫をあげ、翌年には、こぼれたモミから発芽して結実するものもあり、3年目には1haまで作付を増やしたが、水不足のため全面積での収穫は得られなかったが、10a当り60kg収穫があった。また同じころ中谷竹蔵という人が道庁から嘱託され10a当り240kgの成績を出しており、これで用水さえ十分ならば稲作は見込みがあるとの自信を強めたのであった。

そこで数名の有志が共同で出資し、用水を引き造田しようという計画を樹てたが、資金の都合で中絶し、3年後の明治32年に平井達蔵の主唱で数十名の共同事業として再出発したが、これもまた失敗、工事半ばで中断した。ところがこの工事のあとを役立てる3度目の企画が樹てられ、道庁長官の肝いりで勸業銀行からの融資を受けたが、これも統かず離散するものが増え、お流れとなった。

## VI. 土功組合法による水田造成第1号

青木は水田造成のためには多額の資金を要することから、官庁の有力な支援と監督が必要であるとの結論に達し、そのためには用水組合法とでもいうような法律の制定が必要であるとして、関係方面に熱心に働きかけ、やがてこの見通しが樹った段階で、大地主の大倉喜三郎等の有力者を動かし、組合設立の運動を始めたが、これまでの3度にわたる失敗が禍いし、反対するものもあって難航した。

北海道土功組合法が公布されたのは明治35年(1902)の3月であったが、その前年に組合創立協議会を開き、青木と前述の平井が委員となり調査にかかり、7月には設立請願書をもその筋に提出している。換言すれば青木は道庁に法令を公布させ、一方耕作者を説いて組合を作り官庁の威力と組合による協業で造田事業を進め、これを全道に普及しようとの考えであったのである。

道庁の方では、まだしっかりとした方針も固まっておらず、指導力も十分でなかった。設立認可申請書が先に提出されているのに、まだ施行細則ができていないという有様で、

青木は道庁へお百度参りをしたのであった。その結果、この年の11月9日に細則が公布になり、12月26日に岩見沢川向土功組合の申請が認可された。土功組合の模範規約が発表されたのは、それから後のことであるから、極言すれば青木が法令から規約まで作成したようなものである。とにかく、組合ができるまでの青木の活動は目覚ましいものがあり、事務処理も工事の実施面でも、かつて彼が郷里で水利事業に苦勞した経験が大いに役立ったものと考えられる。

このようにして、岩見沢町川向地区に1,300haの水田が生まれ、年に3万tonの産米を見るようになり、行き詰っていた当時の農村に改革をもたらしたのであって、これが角田村土功組合と並んで北海道における公的関与のある水田造成事業の第1号で農業土木史上に永遠に明記されるべき業績である。

かくして、大面積の水田団地ができ上がったが、ここは土地が新しいというだけではなく、泥炭質土壌であったため、産米の質が思わしくなかったのも、青木はこの対策として川向米作改良組合を作り、産米技術の講習、耕種の改善、品評会による奨励、産米検査の励行、さらには病虫害防除に努めるなど行って、着々と岩見沢米の声価を高めていった。開田当初は年取わずか3万円位であったが、昭和15年ころには80万円を突破するまでに至ったのはこの改良組合の活動の成果として評価されている。

## VII. 引続く活躍

明治39年(1906)に、彼は後志支庁管内の倶知安村で畑230haを買入れ、用水路工事を行い、水田に変えた。

ついで明治41年(1908)には深川村の土功組合に参画したが、ここでは明治29年一己の屯田兵伊藤兼太郎が稲

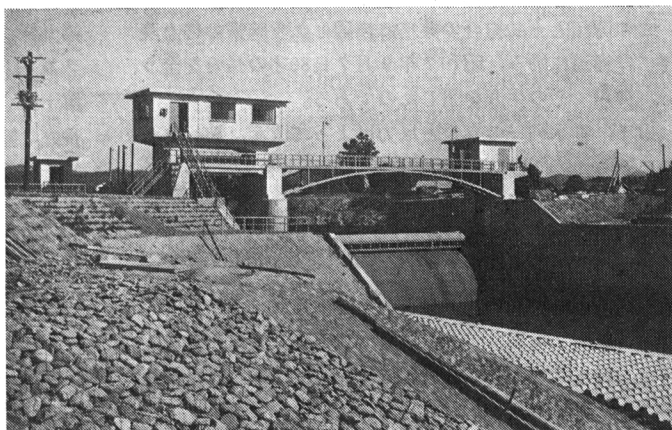


写真-1 現在の川向頭首工(幾春別川)、昭和34年に改築されたものである。

の試作に成功しており、10a 当り 300 kg の成績を上げたので、これに刺激されて明治30年には水田耕作者は29戸を数え、いずれも成功を収めていたので農家は競って水田を造成するようになった。こうしたなかにあつて、水利の合理的な計画の必要性と組合設立の気運が高まり、う余曲折はあつたものの、青木が菊亭農場の支配人となるに及んで、いよいよ具体化の方向へ向い、地主会では青木を水利委員に指名した。この区域ではわずかに4haの所有者であつた彼が指名されたのは、岩見沢川向土功組合をつくり上げた実績と手腕、そして真面目な人柄が見込まれたのであつた。彼は渉外の仕事ばかりでなく、一切の事務も引受け、資金の調達にもかけ回つた。たとえ以前に苦しい経験を積んでいたとはいえ、これは5,000haの大面積、大事業であつたのである。彼は常に節約を心掛け、率先してにぎり飯主義を押し通し、すべてが手弁当で、宴会は一切行わなかつた。また非常な活動家で、この事業には申分のない人材で成功までの4年の間、1日も休まず、昼夜わらじばきで奔走した。清潔で誠実に仕事に精根を打込む彼の姿に人々は頭を下げたものであつた。

青木は自分の小作人を可愛がり、毎年自分の家に招待して馳走したり、家庭の円満な小作人には金品を贈つたり、学校や組合や農試にも寄付をたびたびし、また財政不如意の菊亭家へ自分の畑を17ha贈るなど、自らおごることのない生活が人々の信望を厚いものとしていた。青木の努力と善行に対しては、各方面からの感謝状、表彰状、勲章、記念碑が贈られたことはいうまでもないが、とにかく、北海道へきて未開地を拓き、内は青木家を復興し、外では450万tonの産米の礎を築いたのであるが、その原動力となつたのは、彼の持つ強い意志であつたといわれている。

この開拓と土功組合の業務に精通した手腕家の彼も晩年には禅道に励み、昭和7年9月7日80才の長寿を全うし、禅房でその生涯を閉じたのである。

以下、青木利一の奔走と尽力によって成案、施行されるに至つた、「北海道土功組合法」の原文を掲げる。

北海道土功組合法 (明治三十五年三月法律第十二号  
明治四十三年五月法律第六十二号改正  
昭和五年五月法律第一号改正  
昭和十四年四月法律第六十四号改正)

第一條 市町村又ハ其ノ組合ノ事業ト為スコトヲ得サル特別ノ事情アル場合ニ於テ農業で必要ナル道路、橋梁、用水、排水又ハ堤塘ヲ施設維持スル為土功組合ヲ設置スルコトヲ得

第二條 組合ハ之ヲ法人トス

第三條 組合ハ組合事業ノ為利益ヲ受クル土地ヲ以テ区

域トシ其ノ地区内ニ土地ヲ所有スル者ヲ以テ組合員トス但シ御料地又ハ国有地ニ付テハ其ノ貸付ヲ受ケタル者ヲ以テ組合員トス

第四條 組合ヲ設置セムトスル者ハ予メ地区ヲ定メ其ノ地区内ニ於テ組合員タルヘキ者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ規約ヲ議定シ北海道庁長官ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 組合ノ廃置分合又ハ地区ノ変更ハ總會ノ議決又ハ組合ノ協議ニ依リ北海道庁長官ノ認可ヲ得テ之ヲ行フ但シ地区変更ノ場合ニ於テ新ニ組合地区ニ編入セラルヘキ土地アルトキハ之ニ依リ組合員タルヘキ者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項組合地区ニ編入セラルヘキ土地ガ組合事業ノ為現ニ組合地区内ノ土地ト同様ノ利益ヲ受クル場合ニ於テハ組合員タルヘキ者ノ三分ノ二以上ノ同意ナキト雖モ北海道庁長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ其ノ地区ニ編入スルコトヲ得

第六條 組合ノ徴収金ノ督促及滞納処分ニ関シテハ市町村税ノ例ニ依ル

前項ノ滞納処分ニ関シ組合ノ請求アリタルトキハ市町村長ニ於テ之ヲ行フヘシ

組合ノ徴収金ハ市町村ノ徴収金ニ次テ先取特権ヲ有シ其ノ追徴、還付及時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル

組合ノ徴収金ノ賦課徴収若ハ滞納処分又ハ組合ノ夫役現品ノ賦課ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立若ハ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七條 国庫ハ組合事業ニ対シ其ノ費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第八條 本法ニ依リ北海道庁長官ノ為シタル処分ニ対シ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九條 組合事業ヲ施行シタルカ為土地ノ登記又ハ登録ヲ為ストキハ登録税ヲ免除ス

第十條 組合ハ主務大臣、北海道庁長官及北海道庁支庁長之ヲ監督ス

第十一條 本法ニ定ムルモノノ外土功組合ニ関シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

#### 参 考 文 献

- 1) 「新考北海道史年表」
- 2) 「新撰 北海道史」
- 3) 「北海道 土功組合史」
- 4) 「北海道開拓 秘録」
- 5) 「月刊 農地開発」
- 6) 「深川土地改良区設立70周年記念誌」
- 7) 「北海道土功組合法令集」

[1980. 12. 19. 受稿]